

新型コロナウイルス（COVID-19）に対応して
福祉用具専門相談員が知っておくべきこと

小林 毅

0：18～0：30

【内 容】

1. はじめに
2. 正しい知識を持つこと
3. 「ふくせん」がしなければならないこと
- してほしいこと -
4. まとめ

0 : 31 ~ 0 : 54

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第百九十九条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、**福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。**
- 二 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。
- 三 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、**利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行う**とともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。
- 四 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。
- 五 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。
- 六 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

(平一八厚労令三三・平一八厚労令七九・平二〇厚労令一三五・平二四厚労令三〇・平三〇厚労令四・一部改正)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年三月三十一日)(厚生省令第三十七号)
<http://hourei.roken.or.jp/detail.php?uid=6#a193> (抜粋)

0 : 55 ~ 1 : 19

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第百九十九条の二 福祉用具専門相談員は、**利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。**この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第二百四十四条の二第一項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

- 2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。
- 5 福祉用具専門相談員は、**福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。**
- 6 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。

(平二四厚労令三〇・追加、平三〇厚労令四・一部改正)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年三月三十一日)(厚生省令第三十七号)
<http://hourei.roken.or.jp/detail.php?uid=6#a193> (抜粋)

1：20～1：34

介護保険法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、**これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。**

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)、最終更新:平成二十九年六月二日公布(平成二十九年法律第五十二号)改正
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=409AC000000123 (抜粋)

1：35～2：50

福祉用具専門相談員とは？

(小林私見)

- 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう
- 利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成する。その
- 福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じ
- 利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行い
- 福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うもの。

2:51~4:34

私たちの暮らし(生活)は さまざまな生活行為の連続で成り立っている

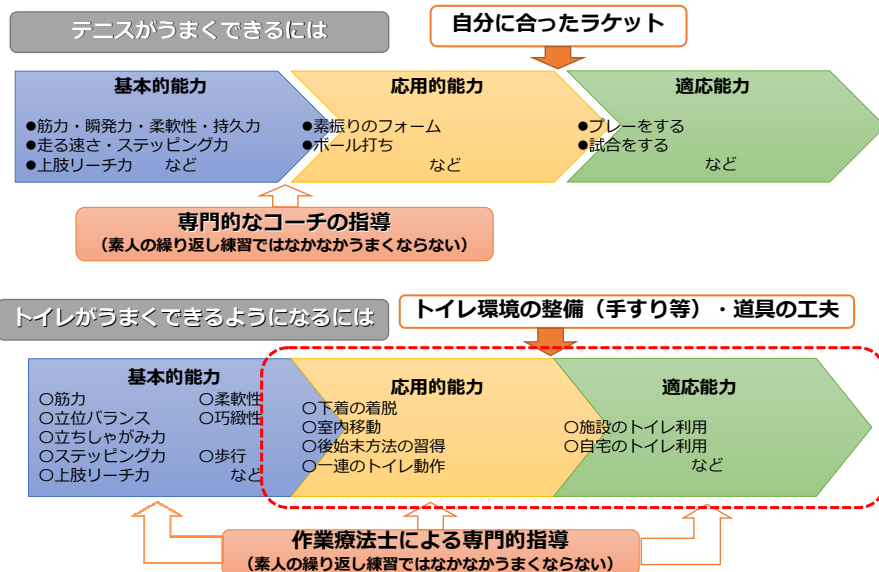


- セルフケア: 日常の身の回りの生活行為(日常生活活動:ADL)
- 家事: 家事などの生活を維持するための生活行為(手段的日常生活行為: IADL)
- 仕事: 仕事などの生産的・生活行為
- 余暇: 趣味などの余暇的生活行為
- 地域活動: 地域活動などの生活行為(社会参加活動)

一般社団法人日本作業療法士協会: MTDLP(ひとは作業をすることで元気になれる). <http://www.jaot.or.jp/mtdlp/index.html>
一般社団法人日本作業療法士協会: 作業療法マニュアル66生活行為向上マネジメント(改訂第3版), 2018 (抜粋編集)

4:35~7:01

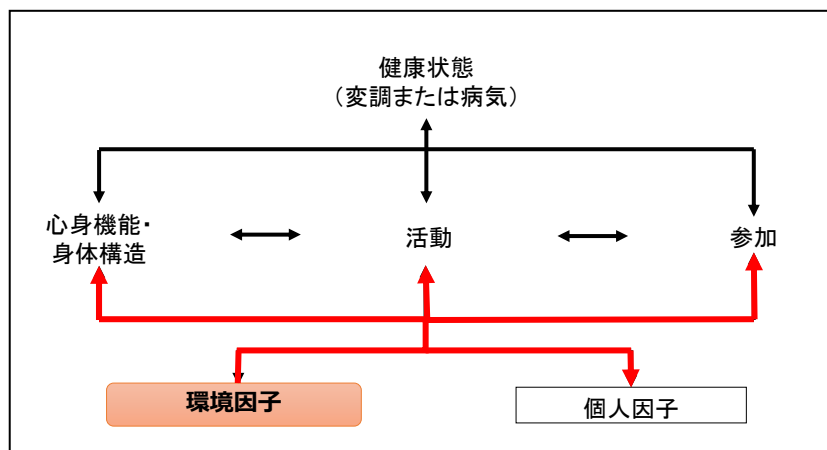
筋力はあるても、テニスはうまくなれない!



一般社団法人日本作業療法士協会: 作業療法マニュアル66生活行為向上マネジメント(改訂第3版), 2018 (抜粋編集)

7:02~8:01

ICFの構成要素間の相互作用



厚生労働省:「国際生活機能分類-国際障害分類改訂版-」(日本語版)の厚生労働省ホームページ掲載について(平成14年8月5日). <https://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/08/h0805-1.html>

8:02~8:04

【内容】

1. はじめに
2. 正しい知識を持つこと
3. 「ふくせん」がしなければならないこと
- してほしいこと -
4. まとめ

8:05~9:05

介護保険制度の見直しに関する意見（概要）（抄）

平成28年12月9日
社会保障審議会介護保険部会

地域包括ケアシステムの深化・推進

1. 自立支援・介護予防に向けた取り組みの推進

(1) 保険者等による地域分析と対応

【データに基づく課題分析と対応】

- 各保険者が地域の実態を把握・課題を分析
- 介護保険事業計画に、目標・取組内容等を記載
- リハ職との連携等による自立支援・介護予防施策の推進

【適切な指標による実績評価】

- 要介護状態の維持・改善度合い、地域ケア会議の開催状況等の適切な指標に従い、実績を評価

【インセンティブ】

- 評価結果の公表、財政的インセンティブの付与の検討

(2) 地域支援事業・介護予防・認知症施策の推進

- ケアマネジメント支援について、地域の住民や事業所を含めた『地域全体をターゲットとする支援』へ拡大
- 地域包括支援センターの機能強化（土日祝日の開所、地域ケア会議の内容の具体化・明確化、市町村による評価の義務付け等）
- 介護予防に関するポイント付与が出来ることの明確化
- 認知症の容態に応じたサービスを受けられる仕組みの構築
- 認知症の人の視点に立った施策の推進

(3) 適切なケアマネジメントの推進等

- ケアマネジメント手法の標準化に向けた取組の推進
- 在宅介護支援事業所の運営基準等の見直し検討（管理者の役割、公正中立の確保等）報酬改定時に検討

(4) 安心して暮らすための環境の整備

- 有料老人ホームについて、前払金の保全措置の対象拡大等の入居者保護のための施策の強化等

2. 医療・介護の連携の推進等

- 医療介護連携の実態把握、課題の検討、課題に応じた施策立案に至る方法を国が具体化し、市町村にその実施を求める
- 介護保険事業支援計画に、在宅医療・介護連携推進事業に対する医療部局との連携を含め、より実効的な市町村支援を盛り込むなど、都道府県の介護部局及び医療部局の双方が市町村支援に取り組むこととする

3. 地域包括ケアシステムの深化・推進のための基盤整備等

(1) 地域共生社会の実現の推進

- 共生型サービスを位置付け
- 相談支援専門員とケアマネジャーの連携の推進

(2) 介護人材の確保（生産性向上・業務効率化等）

- ロボット・ICTに係る介護報酬や人員・設備基準の見直し等
- 提出書類等の見直しや簡素化

(3) サービス供給への保険者の関与

- 市町村協議制の対象拡大（ショートステイ）、地域密着型通所介護の指定拒否の仕組みの導入、居宅サービス指定への市町村関与の強化

19

厚生労働省：介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制に関する検討会（資料3）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10951.html（令和2年4月23日・抜粋）

9:06~9:26

介護保険制度の持続可能性の確保

1. 利用者負担のあり方

- 能力に応じた負担への見直しについては、概ね一致
- 様々な意見があったが、現役並所得者3割負担、高額介護サービス費の一般区分の引き上げに賛同しないは容認する意見が多かった
- ※一般区分：介護37,200円、医療44,400円
- ケアマネジメントのあり方と利用者負担の導入について引き続き検討

2. 給付のあり方

(1) 軽度者への支援のあり方

- 各種給付の総合事業への移行については、介護予防訪問介護等の移行の状況等の把握・検証を行った上で、検討
- 生活援助を中心にサービス提供を行う場合の人員基準の見直し等について検討（介護報酬改定時に検討）

(2) 福祉用具・住宅改修

【福祉用具】

- 全ての福祉用具貸与の全国平均貸与価格を公表
- 福祉用具専門相談員に、貸与しようとする商品の全国平均貸与価格等を説明することや、機能や価格帯の異なる複数商品を提示することを義務づけ
- 適切な貸与価格を確保するため、上限を設定

【住宅改修】

- 住宅改修の見積書類の様式（改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの）を、国が示す
- 住宅改修に関する知見を備えた者が適切に関与している事例等、保険者の取組の好事例を広げる

3. 費用負担

(1) 総報酬割

- 現役世代にとって受益を伴わない負担であるなどとして、強く反対する意見も相当数あったが、能力に応じた負担とすることが適当であるなどとして、多くの委員からの賛同を得た

(2) 調整交付金

- 年齢区分について、65～74歳、75～84歳、85歳以上の3区分に細分化する。その際、激変緩和も併せて講じる

その他の課題

(1) 保険者の業務簡素化（要介護認定）

- 更新認定有効期間の上限を36か月に延長することを可能とする
- 状態安定者について二次判定の手続きを簡素化

(2) 被保険者範囲

- 介護保険を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、引き続き検討を行う

(3) 介護保険適用外施設の住所地特例の見直し

- 一部の介護保険適用除外施設について、当該施設から退所して、介護保険施設等に入所した場合の保険者の定め方を見直す。

2

厚生労働省：社会保障審議会介護保険部会意見（介護保険制度の見直しに関する意見）
https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000145516.pdf（抜粋）

9:27~10:19

平成30年度介護報酬改定以降の福祉用具全国平均貸与価格・貸与価格の上限の取扱い

- 福祉用具については、平成30年10月から商品ごとに全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限（全国平均貸与価格+1標準偏差）を設け、貸与価格の適正化を図ってきたところ。
- 全国平均貸与価格・貸与価格の上限は、施行後の実態も踏まえつつ、概ね1年に1度の頻度で見直しを行うこととしていたが、平成30年度介護報酬改定検証・研究事業（福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業）の結果や第170回社会保障審議会介護給付費分科会（平成31年4月10日）における議論を踏まえ、**今年度は見直しを行わず、令和元年10月に実施された消費税増税に伴う全国平均貸与価格・貸与価格の上限の引き上げ及び新商品に係る全国平均貸与価格の公表・貸与価格の上限設定のみを行うこととし**、今後の見直しについては、継続的に貸与価格の実態や経営への影響等について調査を実施し、必要な検討を行っていくこととした。
- これらに基づくこれまでの公表状況は、以下のとおり。現在、3,451商品につき適用中。

平成30年7月（初回公表）

・2,807商品につき、公表。同年10月より適用。

平成31年4月（2回目公表）

・初回公表2,807商品及び新商品419商品につき、消費税増税分を反映の上、公表。同年10月より適用。

	平成30年10月～令和元年9月	令和元年10月～
2,807商品	初回公表価格を適用	2回目公表価格を適用
419商品	適用なし	2回目公表価格を適用

令和元年7月（3回目公表）

・新商品77商品につき、消費税増税分を反映の上、公表し、令和2年1月より適用。

令和元年10月（4回目公表）

・新商品84商品につき、消費税増税分を反映の上、公表し、令和2年4月より適用。

令和2年1月（5回目公表）

・新商品64商品につき、消費税増税分を反映の上、公表し、令和2年7月より適用。

⇒ 以降、概ね3ヶ月に1度、新商品に係る全国平均貸与価格・貸与価格の上限を公表し、公表から半年後に適用を開始予定。

厚生労働省：令和元年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料<老健局>【高齢者支援課】
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000605565.pdf>（抜粋）

10:20~11:23

3. 令和元年度老人保健健康増進事業を受けての論点整理

3. 令和元年度老人保健健康増進事業を受けての論点整理 (1/4)

【議論の範囲、用語の定義】

- 要介護者は、身体機能低下だけでなく、認知機能低下等の多彩な両側や障害があることから、国際生活機能分類（ICF）の理念に基づき、「心身機能」「活動」に加え「参加」に働きかけるリハビリテーションを確保するとリハビリテーションの全体像も定めて議論した。
- 本検討における議論の範囲を、介護保険事業計画に位置づけられるリハビリテーションサービスのうち、介護老人保健施設、介護医療院、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションとした。
- 事業計画策定担当者を以て、地域の医療機関や介護施設、関係団体等が目的を互に理解し、共通の意図でリハビリテーションを進める必要がある。そのため基本的な用語の定義を協議した。

■論点1：議論の範囲および用語の定義についてはこの内容をふまえたものとしてどうか。

【リハビリテーション指標の考え方】

- 指標の考え方を以て各地域において、訪問リ、通所リ、老人保健施設、介護医療院などの整備状況の現状把握が先決。要介護（支援）者がリハビリテーションの必要に応じて利用可能な提供体制の構築を目指すために明確なものでなければならぬ。
- 提供体制の構築をするために地域のリハビリテーションの資源や供給量、需要を元にした介護保険の生活期リハビリテーションの現状や課題を把握し、適切な施策へつなげていくことを目的として指標を制定する。介護保険事業（支援）計画の効果を高めるためにはP D C Aサイクルを推進する指標が必要である。

■論点2：リハビリテーション指標はこの内容を踏まえた考え方としてどうか。

3. 令和元年度老人保健健康増進事業を受けての論点整理 (3/4)

【プロセス指標について】

- プロセス指標として「短期集中リハビリテーション算定数」「認知症短期集中リハビリテーション算定数」「実働時間」「実働数」「生活機能向上運動加算算定数」「個別リハビリテーション実施回数」で合意が得られた。そのほか「リハビリテーションマネジメント加算」「経口維持経口移行加算」「生活機能行為向上リハビリテーション実施加算」について意見が出た。
- 医療計画指標では重点指標を定めているが、これについては議論がなされなかった。

■論点4：プロセス指標はこの議論をふまえた項目としてどうか。また重点指標を定めるかどうか。

3. 令和元年度老人保健健康増進事業を受けての論点整理 (2/4)

【ストラクチャー指標について】

- ストラクチャー指標として「事業費」「従業員数」「短期集中リハビリテーション算定事業費」「認知症短期集中リハビリテーション算定事業費」で合意が得られた。
- 医療計画指標では重点指標を定めているが、これについては議論がなされなかった。

■論点3：ストラクチャー指標はこの議論をふまえた項目としてどうか。また重点指標を定めるかどうか。

3. 令和元年度老人保健健康増進事業を受けての論点整理 (4/4)

【アウトカム指標について】

- アウトカム指標は難しく、要介護者は指標に適切ではないという議論になった。軽度要介護者は心身機能が中心となり、認知症のことも高めアウトカム指標を考慮する必要がある。まず「目標の取り組み」に関するストラクチャー、プロセス指標が定まるのが妥当である。
- アウトカム指標については検討委員会での議論を列挙することとなった。一方、自治体からはアウトカム指標の具体例を提示してほしいという要望がある。
- 指標の考え方としては以下、挙げられた。
 - ・「生活期リハビリテーションは活動・参加の拡大を目指すこと」
 - ・「地域共生」
 - ・「本人の尊厳」
 - ・「生活の維持向上」
 - ・「関係者機能強化推進交付金及び介護予防の成果のイメージ等の既存の項目を参考にする」

■論点5：アウトカム指標の考え方及び具体的な項目についてどのように考えるか。

厚生労働省：介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制に関する検討会（資料3）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10951.html（令和2年4月23日：抜粋）

11：24～12：59

福祉用具専門相談員の

- 職種となった目的は？
- 対象（対象者）は？
- 対象（対象者）に提供する（できる）目的は？
- 対象（対象者）に提供する（できり）知識は？
- 対象（対象者）に提供する（できる）技術は？
- そのストラクチャー（戦略）は？
- そのプロセス（過程）は？
- そのアウトカム（成果・効果）は？

もう一度、考えてみませんか？